## 入湯税の使途

入湯税は、鉱泉浴場の入湯行為に対して、入湯客に課税される税金です。

この税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設・消防施設・観光振興に要する経費に充てることとされており、その使途が特定されている目的税です。

令和4年度の「南大隅町一般会計決算」における入湯税の充当状況について は、以下のとおりです。

(歳入)

・入湯税

639 千円

(歳出)

・入湯税が充てられている施策に要する経費

1,087 千円

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	入湯税	その他
観光施設の整備	観光施設管理事業	1,087	0	0	0	639	448
合計		1,087	0	0	0	639	448